

## 有害ごみの分別収集を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

有害ごみの適正な分別・排出にご協力をお願いします。

日時 6月24日(水) 午前7時～9時 場所 下の表の通り

排出できる物 蛍光管、電球型蛍光ランプ(電球は除く)、水銀入り体温計(電子体温計は除く)、乾電池、小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等)※本体と一体になっているものや取り外しが難しい場合はそのまま出してください。

注意事項 ・袋や箱に入れたままで排出しないでください。

- ・収集場所に持ち込む際に使用した袋等は、段ボールにかけてあるごみ袋に入れてください。
- ・電球や割れた蛍光管は、危険防止のため新聞紙等で包み、不燃ごみの日に排出してください。
- ・事業所のごみは排出することができません。

行政区	収集場所
新宿	寄島公民館
池田	泉徳寺前
二ノ宮	青柳駐在所東
新里	多目的集会所
前組	徳万屋北
中新里	中新里集落センター
小浜	小浜集会所(小松神社)
貫井	観音堂
植竹	日枝神社西側ごみ収集所
肥土	中肥土集会所
関口	池上神社境内
四軒在家	万日堂

行政区	収集場所
元阿保	旧公会堂跡地ごみ収集所
八日市	八日市集会所
原新田	原新田集会所
熊野堂	三原集会所
元原	元原集会所
渡瀬本町	戒蔵寺入り口ごみ収集所
渡瀬仲町	渡瀬コミュニティ集会所
渡瀬上町	木宮神社境内
下阿久原	多目的交流施設
上阿久原	
矢納	矢納センター

## 浄化槽法定検査の手数料が変わります

問合せ 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 法定検査部 ☎048-501-5707

【浄化槽法定検査手数料(10人槽以下)】

改定前		改定後	
浄化槽法 第7条	浄化槽法 第11条	浄化槽法 第7条	浄化槽法 第11条
13,000円	5,000円	14,000円	6,000円

手数料の改定は令和8年7月1日から実施されますが、継続して法定検査を受検されている方につきましては令和9年4月1日から新料金が適用されます。

令和8年6月30日までに新規に法定検査の申込みをした場合は、改定前の料金が適用されます。

## 小型電子機器・製品プラスチックごみ回収(同時開催)

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

小型家電機器に含まれる金属および家庭用プラスチック製品を資源として再利用するため、ご協力をお願いします。※家庭で使われていたものに限りません。事業所から出たものは回収しません。

日時 6月28日(日) 午前9時～正午 ※今回から回収時間を1時間延長しました。午前9時台は大変混雑します。混雑緩和にご協力をお願いします。

場所 就業改善センター前駐車場(役場北側)、旧神泉総合支所跡地

【小型電子機器の回収】

回収できる主なもの

固定電話、携帯電話、ファックス、炊飯器、電子レンジ、扇風機、ストーブ、ビデオデッキ、ラジオ、パソコンおよび周辺機器(モニター・プリンター)、掃除機、ゲーム機、電動ミシン等

回収できないもの

- ・家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機)
- ・フロン含有物(除湿器、冷風機等)
- ・布や木製部分が含まれるもの(こたつ、音響機器等)
- ・電池、バッテリー内蔵品、ガスボンベ、トナー、蛍光管、オイルヒーター等

注意事項

- ・ストーブの石油は抜いてから出してください。
- ・端末(携帯電話等)内の個人情報、自己責任で事前に消去してください。
- ・電池は取り出して、有害ごみとして排出してください。※有害ごみ収集日時:6月24日(水)P7参照

【製品プラスチックごみの回収】

回収できる主なもの

衣装ケース、プランター、漬物容器、バケツ、ハンガー、化粧品容器などの硬質プラスチック製品

回収できないもの

ポリ塩化ビニル(PVC)製品、薬品容器、衛生用品(歯ブラシなど)、汚れのあるもの、容器に中身があるもの

注意事項

- ・内容物の付着や泥汚れなどは洗い流してから出してください。
- ・小型電子機器の回収と同時開催のため混雑が想定されます。
- ・必ず係員の案内に従い、安全に車を停めてください。

## スプレー缶を燃えないごみとして排出しないで!

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

スプレー缶・カセットボンベは資源ごみとして収集しています

スプレー缶・カセットボンベは「不燃ごみ」ではなく、「スプレー缶」として収集しています。各地域の資源ごみと同日、同収集所で水色のカゴで収集しています。

収集場所へ排出する際は、中身を使い切ってから排出してください。穴をあける行為は危険なため、行う必要はありません。なお、穴をあけた場合でも不燃ごみとしては回収されません。

不燃ごみとして排出されたスプレー缶が収集車内で火災を起こす事故が、私たちの地域でも発生しています。事故防止のために必ず分別してください。